

平成27年 8月31日 (月)

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	<p>皆さんこんにちは。定刻になりましたので 平成27年 第8回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 4月から入院療養中の13番上田委員が急逝され、本日 この総会と同時刻に葬儀と言うことで、12番 木元委員、15番 木林委員、36番 松本委員が葬儀出席のため総会欠席です。 委員総数36名中33名の出席であり、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き、本総会の議長をお願いします。</p>
議 長	<p>(挨拶)</p> <p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。22番 白井委員 23番 森重委員を指名しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、さっそく、議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>申請番号28号 土地の所在は、 地目は、 面積は、 ㎡ です。渡人は、 歳 受人は、 番地 歳 です。 渡人が、市外在住で、管理できなくなり、受人においては、経営規模を拡大したいとのことで、話がまとまり売買による所有権移転するものです。</p>
議 長	<p>それでは、担当農業委員からの説明をお願いします。</p> <p>4番 小野委員よろしくをお願いします。</p>
4番 小野委員	<p>申請番号28号については、私の担当地区ですので、私から補足説明申し上げます。 場所は、 の近くで、今回売買契約が成立したものです。何ら問題ないものと考えます。</p>

議 長	<p>それでは、申請番号28号について、事務局及び担当農業委員から説明がありました。質問等ありませんか。</p>
委 員	<p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p>
議 長	<p>議案第39号は、承認されました。</p> <p>次に、議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第4条の規定による許可申請については、この申請番号6の1件のみです。所在は、XXXXXXXXXX 地目 XXXXXXXXXX m² 申請人は、XXXXXXXXXX XXXXXX 歳 高齢で農地として管理できないため、太陽光発電を設置するものです。この土地は、XXXXXXXXXX 農地です。</p>
議 長	<p>続けて、担当農業委員の11番 松永委員の説明をお願いします。</p>
11番松永委員	<p>場所は、XXXXXXXXXX にあり、転用理由は、事務局より、説明のとおりです。現地確認しましたが何ら問題ないと思われま。</p>
議 長	<p>それでは、議案第40号 申請番号6号について、事務局及び担当農業委員から説明がありました。質問等ありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p>

議 長	議案第40号は、承認されました。
議 長	続いて、議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>申請番号19号 所在は、 で両筆とも で合計面積 m^2です。渡人は、 の 歳 受人は、 さん 歳です。年頃より住宅として、すでに居住しており、始末書を添付しての追認申請です。現住宅が、古くなったので建築面積 m^2の住宅の建て替えを行うものです。所有権移転です。この農地は、種農地です。</p> <p>次に、申請番号20号 申請地は、 地目 面積 m^2です。渡人は、 さん 歳 受人は、 歳です。所有者である親と隣接する土地に子ども住宅及び農機具置場を建設するものです。するもので、この農地は、農地です。</p> <p>続いて、申請番号21号 所在は、 地目 m^2です。渡人は、 番地 歳 受人は、 歳です。この農地は、既に造成が完了していることから、所有者からの始末書が添付されての追認申請です。申請地に、建築面積 m^2の住宅を建築するものです。による所有権移転で、この農地は、農地です。</p> <p>次に、申請番号22号は、21号と関連するものです。土地は、 地目 面積 m^2 渡人は、 歳 渡人は、 町の 歳 です。申請番号21号の宅地の進入路として使用するものです。この農地も既に造成が完了しているため、所有者からの始末書が添付されています。この土地も売買による所有権移転で、前号と同じく農地です。</p>
議 長	<p>それでは、担当農業委員に、申請番号19号から22号までの説明をお願いします。</p> <p>申請番号19号について、16番 花本委員をお願いします。</p>

16番花本委員	<p>場所は、[REDACTED]上った場所です。現在すでに住宅としてすまれており、渡人の[REDACTED]さんが住んでいますが、現在の建物が古いため建て替えるということです。</p>
議長	<p>続いて、申請番号20番について27番 黒木委員お願いします。</p>
27番黒木委員	<p>現地は、213号線沿いの[REDACTED]から少し行った場所です。[REDACTED]を並べて建てるということで、問題ないと思います。</p>
議長	<p>次に申請番号21、22号について関連があるということで、併せて11番小縣委員お願いします。</p>
11番小縣委員	<p>申請地は、[REDACTED]にあります。この土地の[REDACTED]おり、渡人は、高齢で農業は、出来ず 受人は、親が近くに住んでいるということで介護もしたいということで、ここに家を建築するものです。 農地としては、[REDACTED]だと思われます。</p>
議長	<p>ご質疑・ご意見ありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議長	<p>それでは承認される委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(全 員 挙 手)</p>
事務局	<p>議案第41号は、承認されました。</p> <p>それでは、議案第42号 農用地利用集積計画について事務局より説明願います。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画に基づき承認を求めるものです。</p> <p>利用権設定で内訳は、田が、[REDACTED]m²、[REDACTED]</p>

	<p>■■■■■㎡、合計■■■■■㎡です。内訳ですが、設定内容別、地区別、個別については、ご覧いただきたいと思います。</p> <p>なお、この中に農地中間管理事業分として県の農業公社が借り受ける分として、田が、■■■■■㎡が含まれています。</p>
議 長	<p>引き続き、議案43号 農地利用配分計画 農地中間管理事業分について事務局より提案願います。</p>
事務局	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、説明します。</p> <p>議案42号との関連ですが、農業基盤強化促進法により大分県農業公社 農地中間管理機構が、農地を借受け、この借りた農地については、中間管理事業の推進に関する法律に基づいて、農用地利用配分計画を作成し、それぞれの方に貸し付けるというものです。この中間管理機構の配分計画が、議案43号で、田が■■■■■㎡ということで、この計画でよいか審議を求められているものです。</p> <p>なお、議案第42号と見比べていただきますと、42号の農地中間管理事業分と43号の配分計画は、一致しています。</p> <p>よろしく願います。</p>
議 長	<p>議案第42号農用地利用集積計画、43号農地利用配分計画について提案がなされましたが、ご意見等ございましたら願います。</p> <p>(意見質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議 長	<p>議案第議案第42, 43号は、承認されました。</p>
議 長	<p>議案第議案第44号 平成27年秋季農作業標準賃金について、事務局より提案願います。</p>

事務局	<p>市内の秋季の農作業標準賃金について、決定頂き農作業賃金の参考にしていただくものです。農繁期賃金1日5,800円、草刈賃金 1時間当たり1,200円、耕耘料10アール当たり畑地6,300円 秋田7,400円 等別表のとおりです。</p>
議長	<p>それでは、議案第43号 平成27年秋季農作業標準賃金についてご意見等あればお伺いします。</p> <p>(意見質疑なし)</p>
議長	<p>それでは、議案第議案第44号 平成27年秋季農作業標準賃金について採決します。賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>議案第議案第44号は、承認されました。 議案第39号から44号までは承認されました。</p>
議長	<p>本日の議事は、これですべて終了します。</p>